

式悼追者没戦島區豊

嚴肅裡に挙行さる

本区においては今次大戦に際し豊島区民として戦没せられた軍人、軍属並に一般区民の靈を慰められべく準備中のところ、今般万端整い、終戦後初の豊島区戦没者追悼式を、須藤区長祭主となり、去る七月十五日午前十時より区立時習小学校々庭において厳粛裡に挙行した。

この月早朝来の雨も上り、爽涼とした朝となり、既に祭壇を中心に飾られた多数の生花は雨をふくみ、折からの朝日に映え、緑したゝる清々しさで、式場内はいやが上にも厳粛に、より一層の神々しさを加えた。午前九時受付をはじめ、定刻十時近くには、さしもの大式場も、遺族三千有余でうづくされた。中央祭壇には「豊島区戦没者追悼之標」と白木に墨痕も

本区においては今次大戦に際し豊島区民として戦没せられた軍人、軍属並に一般区民の靈を慰められべく準備中のところ、今般万端整い、終戦後初の豊島区戦没者追悼式を、須藤区長祭主となり、去る七月十五日午前十時より区立時習小学校々庭において厳粛裡に挙行した。

鮮かに誌された標柱もくつきりと浮き出され、尊い靈魂を象徴していた。須藤区長、森川区議会議長、定刻十時、木村助役開式を行なう遺族代表等、遺族席前列に着席

式葬開式を行なう須藤区長
式場
献花を行う遺族
【写真説明】



豊島区政公報

昭和27年8月10日
第33号
發行所 642番地
豊島区役所
電話大塚(36)1101-5
印文林堂印刷株式会社

昭和二十七年第三回区議会
開催さる
七月二十九日

歌若ヶ代吹奏樂団による國
樂然たるうちに須藤区長祭壇
に登壇すれば、一瞬水を打つ
たる如く静寂となり、かくて
うやくしく区長英靈に一礼
した後、敬かに式辞を朗読す
れば居並ぶ遺族はありし日を
想起し、嗚咽すら聞ゆる状態
で胸せまる思いであつた。の
ち三芳民生課長の合図による

一分間の黙とうを捧げ靈魂と
こしなえに安らげきを祈念し
続いて区議会議長、東京都知
事代理磯村都民委員長、東京
都議会議長（代理田村都議會
議員）、遺族代表の追悼文朗読
あり、統いて、区長、区議會
議長、来賓、遺族代表（各地
区十名あて）が夫々英靈に花
を献じ、終つて吉田収入役の
閉式の授撰あり、午後〇時十分
分本追悼式を終了し折しもみ
たまを迎えた十五日遺族は感
激の裡に帰途についた。

○日程第一議案第二十二号 寄附受領の件

○日程第二議案第二十三号 東京都豊島区役所の課及び室に

関する条例の一部を改正する条例

○日程第三議案第二十四号 東京都豊島区住民登録施行条例の一部を改正する条例

○日程第五議案第二十六号 制定の件

○日程第六議案第二十七号 東京都豊島区手数料条例の一部を改正する条例

○日程第七議案第二十八号 東京都豊島区特別区税条例の一部を改正する条例

○日程第八議案第二十九号 東京都豊島区立駒込中学校新築工事の請負契約に関する件

○日程第九議案第三十一号 貨物自動車の購入契約に関する件

○日程第十議案第三十一号 昭和二十七年度東京都豊島区歳入、歳出、追加予算

○追加日程第一 請願書提出の件

○日程第六議案第二十七号 東京都豊島区立中学校設置に関する件

○日程第七議案第二十八号 債務保証に関する件

○日程第八議案第二十九号 東京都豊島区立駒込中学校新築工事の請負契約に関する件

○日程第九議案第三十一号 貨物自動車の購入契約に関する件

○日程第十議案第三十一号 昭和二十七年度東京都豊島区歳入、歳出、追加予算

○追加日程第一 請願書提出の件

○日程第六議案第二十七号 東京都豊島区立中学校設置に関する件

○日程第七議案第二十八号 債務保証に関する件

○日程第八議案第二十九号 東京都豊島区立駒込中学校新築工事の請負契約に関する件

○日程第九議案第三十一号 貨物自動車の購入契約に関する件

○日程第十議案第三十一号 昭和二十七年度東京都豊島区歳入、歳出、追加予算

○追加日程第一 請願書提出の件

○日程第六議案第二十七号 東京都豊島区立中学校設置に関する件

○日程第七議案第二十八号 債務保証に関する件

○日程第八議案第二十九号 東京都豊島区立駒込中学校新築工事の請負契約に関する件

○日程第九議案第三十一号 貨物自動車の購入契約に関する件

○日程第十議案第三十一号 昭和二十七年度東京都豊島区歳入、歳出、追加予算

○追加日程第一 請願書提出の件

○日程第六議案第二十七号 東京都豊島区立中学校設置に関する件

○日程第七議案第二十八号 債務保証に関する件

○日程第八議案第二十九号 東京都豊島区立駒込中学校新築工事の請負契約に関する件

○日程第九議案第三十一号 貨物自動車の購入契約に関する件

○日程第十議案第三十一号 昭和二十七年度東京都豊島区歳入、歳出、追加予算

○追加日程第一 請願書提出の件

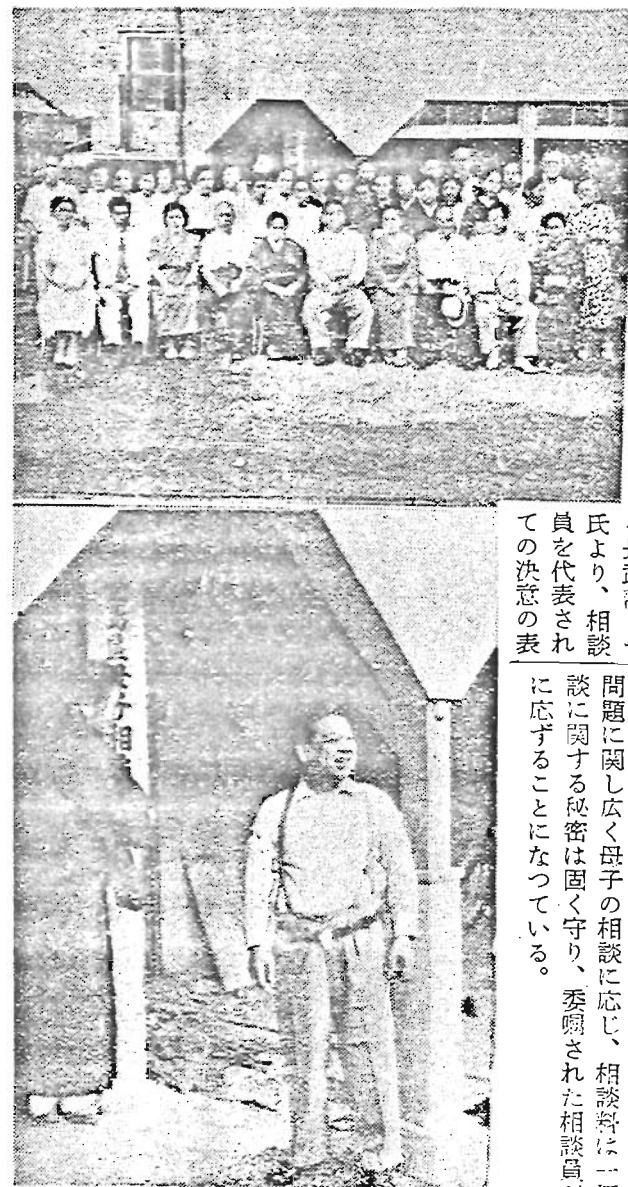
式悼追者没戦島區豊

本区においては今次大戦に際し豊島区民として戦没せられた軍人、軍属並に一般区民の靈を慰められべく準備中のところ、今般万端整い、終戦後初の豊島区戦没者追悼式を、須藤区長祭主となり、去る七月十五日午前十時より区立時習小学校々庭において厳粛裡に挙行した。

鮮かに誌された標柱もくつきりと浮き出され、尊い靈魂を象徴していた。須藤区長、森川区議会議長、定刻十時、木村助役開式を行なう遺族代表等、遺族席前列に着席

式葬開式を行なう須藤区長
式場
献花を行う遺族
【写真説明】





【写真記録】上 記念撮影
下 看板を掲げる武部女史
と須藤区長

明があり、つづいて区民を代表して森川区議会議長より開催があつた。次に相談所顧問として左記九名の方々の紹介があり式を開じた。

東京都

商店裝飾コンクール終る
四國体十四店舗に輝く表彰

前号（三二号）を以て東京都商店裝飾コンクールの当区予選の経過並に入賞の概略を掲載したが、七月九日東京都中央審査が斯界の権威として知られている井関孔、野本伊太郎、宮山峻氏等外數名の審査員により板橋、練馬、豊島区（城北プロックB班として）の順序により実施され、慎重審査の結果本区として次の通り多姿の入賞を得た。これは平素各關係方面の御努力と熟達ある業界の努力の賜であつて、前途商業豊昌として洵に力強いものである。	
弁護士	児島平兵
保健所長	町田靖雄氏
職業安定所長	本庄竹雄氏
豊島民生常務委員会議長	足立菊次郎氏
池袋警察署長	甲斐文助氏
目白警察署長	神戸寅夫氏
東鶴警察署長	小尾外征年氏
地域婦人団体協議会長	山高しげり氏
中央児童相談所長	丸井玄信氏
式終了後区長を中心二打拂つて記念撮影し、つづいて懇親会に入り、各顧問の激励や祝辞を受けて盛会裡に午後五時解散した。	同 七ノ三八七五
本相談所は毎週月・水・金の午後一時より四時まで、法律・衛生・児童・更生・職業・治安・教育・身の上一般その他の諸問題に関し広く母子の相談に応じ、相談料は一切無料で、相談に関する秘密は固く守り、委嘱された相談員が親切に相談に応することになつてゐる。	同 同
個人賞	同 七ノ三八七五
知事賞（定数一）	同 同
池袋一ノ八二五 井上鞆店	同 七ノ三八七二
副知事賞（定数二）	同 一系類雜貨及葉商店
椎名町七ノ三八七五	同 七ノ三八六四
ミナミ當興局	同 連藤發物店
經濟局長賞（定数五）	同 島崎二ノ二〇 案屋藥舗
池袋二ノ一、一六九	同 池袋西口商店街
白馬堂洋品店	同
東京都商店街連合会長賞	同
池袋二ノ三四（定数五一）	同
池袋一ノ八三六	同
森永ベルトライインストア	同
同 二ノ一九	同
同 七ノ一、七六五	同
ワタナベ紗綿店	同
巢鴨二ノ三四（和洋菓子・福島家）	同
同 二ノ一九	同
コバヤシ洋傘店	同
長崎一ノ三二	同
（酒類）舛本商店	同
椎名町七ノ三八七六	同
小野田園	同
副知事賞（定数二）	同
巢鴨地盤通り商店街	同
經濟局長賞（定数一三）	同
美観商店街 池袋東口商店街	同
商工会議所会頭賞（定数一）	同
東長崎平和通り商店街	同
一、岸井は城北プロックの定数である	同
二、城北プロックとは、北区、荒川区、板橋区、練馬区、豊島区の五区	同
三、本順序は東京都装飾コンクール入賞者名簿の順序である	同

昭和二十七年度

赤十字募金報告

五月一日より一ヶ月に亘り
全国一齊に行われた標記募金
は、各地區協賛委員の方々の
絶大なる御協力により所期の
目的を達成致しました事は、
衷心より感謝に堪えません。

尙区内各出張所別募金実績
額は左記の通りであります。

八	八	九〇、五三八
九	〃	九三、七四五
計	一、〇一八、一七八円	

人は誰でも生れたながらして、人間として尊重される権利を保障されており、私達の人権が守られているか、どうか常に見守つているのが、人権擁護委員です。今回本区の人権擁護委員と

本区の人権擁護委員が法務總裁より委嘱されました

して法務總裁より左の二名の方が委嘱されました。
どうぞ御相談にお出下さい。

池袋二ノ一〇四六
小原 栄次

今泉 潤

昭和二十七年度第二回都営住宅当せん者決る
昭和二十七年度第二回都営住宅の申込受付を、去る六月二十五日より、三日間にわたり行い、七月十八日午前十時より、千代田公会堂において実施した、抽せんの結果、左の通り入居者を決定した

当選者一覧

刀剣類等の登録に御協力下さい

登録期間 八月十一日より九月七日まで

第一出張所	一七八、九七五円
二	一一五、一一〇
三	一一一、一八〇
四	九四、五〇〇
五	八五、三九〇
六	六七、〇〇〇
七	八二、七四〇

從來刀剣類等の登録事務は昭和二十五年十一月十五日政令第三三四号に基き、東京都教育委員会(都府内)で抜つてきたが、部内には、未登録の刀剣類が、相当数残置されて

いるものと推定する。
今回審査室においては、六月十日より、銃砲刀剣類等の

無届で所持すると罰せられるから、この機会に進んで届出をされるよう、教育委員会では望んでいます。

今回の登録が最後で、今後も無届で所持すると罰せられるから、この機会に進んで届出をされるよう、教育委員会では望んでいます。

七日まで各区、市の警察署、地方事務所に出張、刀剣類の審査登録を実施することになった。今回登録が最後で、今後も無届で所持すると罰せられるから、この機会に進んで届出をされるよう、教育委員会では望んでいます。

本委員会にては、右協力のため、来る八月十一日から九月

若人の應募を待つ

八月十日——九月十日

警察予備隊の募集

○警察予備隊は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するという、重大な使命を担つて、昭和二十五年八月創設されたのであるが、今や講和条約の発効に伴う、内外の情勢に対応して、その定員は、七万五千人から十一万人に増強され、愈々重大性を加えつつある治安の確保に萬全を期し、国民の期待に応える態勢を整えつある次第である。警察予備隊の警察官は、幹部を除き、二年の期間をもつて、任用されるものであり、そ

の採用は、庶、全國にわたつて、愛國の至情に燃える有為な青年の自發的志願をもつて積極的援助によつて、募集事務を行ふものであるから、よく警察予備隊の使命と実感、募集の本実と方法とを、津々浦々に周知徹底せしめるとともに、できる限り、応募者の便宜を計るために、今回予備隊の警察官の募集事務の一部が都道府県及び市区町村長に委任せられたものであつて、一部は誤り伝えられる如く、微

行つて、応募者を狩り立てるとか、強制的割立てるなどと云ふ細かい誤解は、自治振興課又は各出張所の窓口でお問合せ下さい。尚詳細は自治振興課又は各出張所の窓口でお問合せ下さい。

○受付期間 八月十日から九月十日まで、区役所自治振興課にて受付
○志願案内、志願票 区役所並各出張所の窓口にてお渡し致します。

○43 聴力正常の者
○身体強健なもの
○受付期間 八月十日から九月十日まで、区役所自治振興課にて受付
○田柄町 池袋二ノ一五三 田代武三郎
○島下町第四 池袋二ノ一五三 吉川 勇二
○稻荷西町 池袋二ノ一五三 村田 幸雄
○上目黒八丁目第二 長崎二ノ三 半上 松夫
○大宮町 千川一ノ三一 藤森 一平
○東船堀 日川町二ノ三一 平井 敏二
○千早町二ノ三 田無第二 高田本町二ノ二三秋沢政光
○練馬仲町 千早町二ノ三 松田 光男
○東大泉 横浜町八ノ三一 伊藤 清子
○長崎二ノ三 長崎二ノ三 土田シゲ子
○要町三ノ八 安田 九郎
○田無第四 長崎二ノ三 長崎二ノ三
○小金井 千早町二ノ七 倉持 勉右衛門
○田無第五 長崎二ノ三 齋藤 春雄
○田無第六 長崎二ノ三 高田本町二ノ二三
○田無第七 長崎二ノ三 得能 通保
○田無第八 横浜町七ノ三一 稲沢 八郎
○西東京二ノ三一 片山 進
○高松二ノ二 佐藤 芳穂
○池袋二ノ一五三 星野 正八
○長崎二ノ四 吉原 恒治
○椎名町六ノ三六 吉川 德平

○その他 警察予備隊は十月十五日から保安隊になる予定で、採用者も十月十五日から新しく発足する保安隊の隊員となる予定のもの

です。

本区の予算内容と財政の運営状況につきまして、
今日は昭和二十六年度下半期として同年度の年間事
情をお知らせ致します。

昭和二十六年度の当初予算及び八月二日議決せら
れた追加更正予算につきましては、区財政収入の大
宗をなす特別区民税の課税基準が未決定であり、又
都区事務事業配分の問題等が保留せられて居りまし
たため、やむなくこれら未解決の問題については本
予算から除外し、一応前年度の予算を基準とした骨
格的年間予算を編成し、八月二日には主として前年
度よりの事業継続による確定財源を対象とした予算
の追加更正が行われた程度であつたこと等、前回の
公表の通りであります。

斯くして本公表の期間であります下半期に移行し
始めて前述の留保せられた諸問題が具体化せられる
に至り、十一月六日この確定財源をもつて当初予算
の内付を実施し、茲に漸く年間予算としての完全な
形態を整え得るに至つた次第であります。その後
十二月十七日及び昭和二十七年二月二十三日、更
に年度末であります三月二十九日と前後三回に亘り
追加更正を行つたのであります。これ等の大部分
は、都の支出金を財源とした即ち体外財源の変動に
基き追加措置を構じたものであります。

斯くして同年度末における最終予算額は遂に四億
を突破するという本区史上未曾有の予算が編成せら
れた次第であります。

以下順を追つて以下の予算並に経理状況について
説明致します。

豊島区財政事情の作成および公表に関する條例により本区の財政事情を告示

第八号を以て次のとおり公表致しました

一、予算の概要

前回公表当時の歳入歳出予算は二〇九、九七四、〇五三円ありましたが、その後、四次に亘る追加更正により四〇〇、五八六、七二二円となりましたことは前述の通りであります。この間の追加総額一九〇、六一九〇、六一二、六六九円の内容を概説致しますと、まず地方税法及都税条例の一部改正とが決定し又財政調整納付金額の確定もみましたので当初予算計上との差引増収税額として特別区民税八九、六九七、二六九円を計上し、更に

一円は区政の伸張を企図した本区独自の各種事務事業の充実或は新規事業等に夫々重点計上致したものであります。又残余の一七、八〇一、五一八円中都支出金七一、七六五、七二九円を以て区立小中学校の建設費に五一、三七八、八〇〇円を、又校地買取費に一七、八〇九、七二〇円、その他は交付目的に沿う所定の科目に配列計上致したものであります。尙詳細につきましては後掲の昭和二十六年度下半間に於ける一歳入歳出百分比

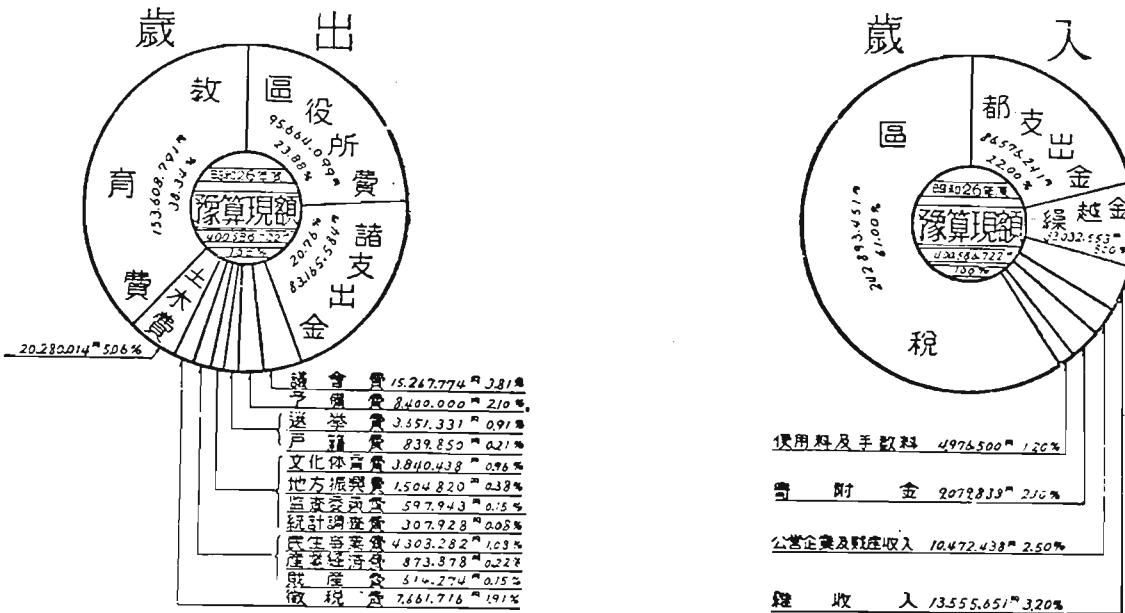
三四二円とその後に追加確定した都支出金七一、七六五、

を御参照下さい。

豊島区財政の現状について

豊島区財政の現状について

一、予算の概要



歩の歴史

日本で道路上に始めて、歩道と車道の区別が設けられたのは、明治七年二月、東京の京橋から新橋までの間に造られたのが、最初である。何か新しい施設なり、施設が行われると、それが結果、自分達の利益になることであつても、必ず一時苦情が起る。何が行われば何故よが歩道と車道の区分で、歩道の区別が出来た為、不便で困るというような、今から考えるとむしろ滑稽な位の苦情が、沿道の住民から、持ち出された。そこで警視庁では布達を出して、「用達シノタメ、一時ソノ家マデ人道上ニ馬ヲ引キ入レテモヨロシイガ、用洛ミノノハ直チニ車馬道ニ立辰ラネバナラナイ、但シ乗馬ノママ人道上ニ乗リ入ルコトハ敵重ニ取締ル」と取締方針を示している。

当時は「歩道」のことを「人道」といつていた。

さて、従来の左側通行の歴史を調べてみると、明治十四年十二月に警視庁では「人力車取締規則」と「車馬取締規則」とを作り、その第十条

が設けられたのは、明治七年二月、東京の京橋から新橋までの間に造られたのが、最初である。歩道と車道の区別が設けられたのは、明治七年二月、東京の京橋から新橋までの間に造られたのが、最初である。何か新しい施設なり、施設が行われると、それが結果、自分達の利益になることであつても、必ず一時苦情が起る。何が行われば何故よが歩道と車道の区分で、歩道の区別が出来た為、不便で困るというような、今から考えるとむしろ滑稽な位の苦情が、沿道の住民から、持ち出された。そこで警視庁では

左から右へ

と書かれてある。
これらの歴史を経て来た、日本国民に親しまれ、五十年來天性にまでなつた。昭和二十四年十一月に、欧米各国の長所を取り入れて、日本でも「路面交通制」を採用することに左側通行の制度は、五十年來天性にまでなつた。それでは、歩行者が右側を通過すれば何故よいかというと、何時も車と向かい合つて、通行することになると、歩行者は右側通行をする事になった。そこで警視庁では

で五十一名の、死傷者を出

している。(警視庁)

日本脳炎の予防について

梅雨が上り、炎天が続くと、日本脳炎が急激に流行するようになる。過去の例によると、今年は流行の年で相当流行するのではないかと思われる。

日本脳炎の死亡率は三〇%位だが治つた者の中にも、足が思うように動かなかつたが、知能が低くなつたり、あるいは、耳が遠くなつたりしている者が、非常に多い。

この警視庁の左側通行制度は、やがて、他の府県でも行はれるようになり、又我が国全般の交通上の大原則となつた。併し全国的に法令で規定されたのは、大正九年十二月の内務省令「道路取締令」が最初で第一条に道路ヲ通行スルモノハ左側

に依ルベシ

かかるのは、大部分が十歳以下の子供、とくに男の子に多く、大人では女が多い。死亡率は、大体年令の増加とともに高くなり、女の方が高い傾向にある。

この病気を媒介するには、蚊があつて、普通よく、我々の家で見られる、小型アカイエカとアカイエカである。このような蚊に刺されると、日本脳炎に罹るので、この病気を予防するには、蚊を駆除することが一番大切である。

蚊を駆除するには、どうすればよいかといふと、蚊が卵を産みつける、水溜りをなくすことである。例えは、家の周りの防火水槽、罐詰の空罐とか、こわれた瓶等に雨水が溜り、これに蚊が卵を産み多數のボウフラが発生する。

このような少量の水溜りでは、蚊の発生場所になるかも知れない。しかし、水の溜るおそれのあるものは、雨水等の溜らないようにする方が大切である。水を入れておき、くぼ地等は砂、

土等を埋め、水の溜らないよ

うにして、下水や家の周りの雑草は刈り取つて蚊の隠れ場所をなくするというようなことを注意する。

水溜りのボウフラを、駆除するには、DDT油剤を油を入れるか、DDTの粉末なら、やはり水面を粉で薄い膜をつくる程度に撒布する。

成虫を駆除するには、蚊取り線香、あるいは、DDTの油剤を噴霧器で家の中に噴霧しておけば効果的である。しかしボウフラや、成虫を駆除するという方法は、蚊の駆除としては消極的な方法であつて、水溜りをなくすることが根本的なことである。

早く入院されることは、二度患者を出さないだけではなく、患者の生命にも関する事であるから、留意された。

その外、日本脳炎の予防は、夜寝る時は勿論、子供を寝かせる時も、必ず蚊帳を吊つて寝かせる。その外に誘因として炎天下の作業、遊戲、過労、睡眠不足、寝冷え等で、体の抵抗が弱つている。

場合に、本病にかかり易い傾向があるから、炎天下に出る場合には、必ず帽子や薄いシャツを着用するよう心掛け

口	種別	世帯		総戸数	出張所別
		男	女		
四六、三四四	一	一、七九一	一、七九一	六、四四五	二、七九二
三三、二二三	二	一、七七九	一、七七九	六、二七八	二、七九三
二二、二二二	三	一、七六四	一、七六四	四、九九四	二、七九四
一九、一九三	四	一、七四三	一、七四三	三、九九六	二、七九五
一七、一七一	五	一、七二三	一、七二三	三、八九五	二、七九六
一五、一五二	六	一、七〇二	一、七〇二	三、七九三	二、七九七
一三、一三一	七	一、六八二	一、六八二	三、六九一	二、七九八
一一、一一一	八	一、六六一	一、六六一	三、五九〇	二、七九九
八九、八八九	九	一、六四〇	一、六四〇	三、四九〇	二、七九一
八七、八七七	合計	一、六二三	一、六二三	三、三九〇	二、七九二

豊島区人口等の現況

(昭和二十七年八月一日現在)

は左側へ避けることを命じた。

車取締規則」と「車馬取締規則」とを作り、その第十条に「軍隊及ビ車馬ニ行違ウトキハ左ニ避ケル」と定め、車は左側へ避けることを命じた。

(警視局予防課)